

第 2 2 回生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会 会議録

日 時 平成 1 9 年 4 月 1 6 日 (月) 午後 6 時 3 0 分 ~ 午後 7 時 3 0 分

場 所 生駒市役所 4 0 1 ・ 4 0 2 会議室

出席者 (敬称略)

委 員 下村敏博、風間規男、井上正二、南条晴世、福中眞美、眞杉紀久代
実施機関・事務局 企画財政部長 安井幹雄、文書課長 奥山良海、情報公
開室長 堀本慎一、同室主査 眞銅美雪

今回は、情報公開条例の改正に伴う諮問に係る審議のため、実施機関は
事務局である文書課情報公開室であった。

配付資料 1 レジюме

2 諮問情第 1 号諮問書類一式

3 条例改正の審議会開催スケジュール (案)

4 条例改正スケジュール (案)

5 パブリックコメント手続 (意見公募手続) とは ?

6 検討項目 1 (1 条例の目的「知る権利」 2 対象公文書の
範囲の拡大)

7 他の地方公共団体の条例の目的条項及び前文における知る権利
の規定例

8 資料 1 (各市の情報公開条例の概要)

9 資料 2 (他都市の情報公開条例の概要・奈良市の検討資料)

10 資料 3 (行政機関の保有する情報の公開に関する法律と生駒市
情報公開条例との比較表)

1 ~ 7 の資料は今回の審議事項についての資料であり、8 ~ 10
については、本諮問に係る審議に当たっての共通資料である。

〔審議に先立ち、山下市長から下村会長に諮問書の提出とあいさつがあった。〕

議 題 1 諮問情第1号 生駒市情報公開条例の改正について

- (1) 今後の審議の進め方について
- (2) 審議予定について
- (3) 目的条項に「知る権利」を明記することについて
- (4) 対象公文書の範囲の拡大について

2 その他

審議内容

1 諮問情第1号 生駒市情報公開条例の改正について

(1) 今後の審議の進め方について

ア 情報公開条例改正の審議に当たり、事務局から会議の公開、会議録の作成方法等についての確認があり、以下のとおり了承された。

(ア) 会議の公開については、傍聴希望があったときに、その都度、正副会長が協議し、傍聴を認めるかどうか決定する。

(イ) 会議開催日程を事前に公表するかどうかについては、後日、事務局と正副会長とで協議する。

(ウ) 会議録については、発言者名を除いた要旨議事録とし、事務局で調整した後、各委員の確認を経て決定する。

(エ) 会議の終了予定時間までに結論が出ない場合は、次回に繰り越して審議する。

(2) 審議予定について

ア 所管課及び事務局である文書課情報公開室から以下の内容の説明があった。

条例改正に当たっての主な検討事項は10項目あるが、それらの審議と中間報告の取りまとめ、答申の取りまとめも含め計6回程度で審議を終了したい。

大まかなスケジュールとしては、平成19年度中に審議、答申を行い、平成20年度に条例案の議会への上程、手引書の作成を行い、条例を施行したい。

イ 質疑

Q 条例改正のスケジュール案では、平成19年11月まで審議を行い、12月に答申素案を公表し、パブリックコメント手続を実施することになっているが、11月を条例改正に係る検討項目の審議終了のタイムリミットと考えているのか。

A 11月は、一応の目安として考えている。どうしても11月中ということではない。審議会の開催回数も、6回程度の予定であるが、審議の状況により柔軟に対応したい。

ウ 意見

毎月1回ではなく、必要であれば8、9月は複数回開催しても良い。6月までの進捗状況を見て、8、9月のスケジュールを決めれば良いのでは。

(3) 目的条項に「知る権利」を明記することについて

〔結論〕

目的条項に「知る権利」を明記することが適当である。ただし、参政権の適正な行使や市民の市政への参画のためといった理念を盛り込むことが望ましい。

ア 所管課及び事務局である文書課情報公開室から以下の内容の説明があった。

本市の情報公開条例では、目的条項に「知る権利」を明記しておらず、「公文書を公開する市民の権利を保障する。」という規定になっている。

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(以下「情報公開

法」という。)においても、目的条項に「知る権利」は明記されていない。「情報公開法要綱案の考え方」では、『「知る権利」については、憲法学上、国民主権の理念を背景に、表現の自由を定めた憲法第21条に根拠付けて主張されることが多い。この主張は、表現の自由は、国民が広く思想や情報を伝達し、またそれを受け取る自由のみならず、政府が保有する情報の開示を求める権利（政府情報開示請求権）をも含むという理解であり、この場合、後者が特に「知る権利」と呼ばれている。このような理解に立つ場合でも、「知る権利」は基本的には抽象的な権利であるにとどまり、法律による制度化を待って具体的な権利となるという見解が有力である。

しかし、憲法第21条の保障する表現の自由はあくまで自由権であってそのような請求権的なものは含まないという見解がある一方、「知る権利」をより広く自己情報の開示請求権を含めて考えたり、「知る権利」は憲法上既に具体的な内容をもって存在する権利であるとする見解もある。また、最高裁判所の判例においては、請求権的な権利としての「知る権利」は認知されるに至っていない。

このように、「知る権利」という概念については、多くの理解の仕方があるのが現状である。』としている。

地方公共団体においては、「知る権利」を目的規定や前文に明記しているところが多い。資料2の他都市の情報公開条例の概要をご覧くださいと分かるように、調査対象の124団体中100団体において「知る権利」が明記されている。規定の仕方については、「知る権利」を保障する、尊重する、理解を深める等、色々である。

現在、情報公開条例改正の審議中である奈良市では、『「知る権利」は情報公開制度に対する関心を高め、制度を推進する役割を果たしてきており、情報公開制度の象徴として条例に明記することが適当であ

る』という考え方を答申素案で示しており、神奈川県では、『「知る権利」を情報公開制度の基本理念として位置付け、その旨を明示して、制度の理念を鮮明にするのが適当である』としている。

目的条項に「知る権利」を明記するかどうか。また、明記する場合の表現をどうするか等について御審議いただきたい。

イ 質疑

Q 資料1の「各市の情報公開条例の概要」では、「知る権利を尊重する」と規定している市が多いようだが、全国的にはどうなのか。

A 条例の目的条項に「知る権利」が規定されているかどうかの全国的なデータはあるが、「保障する」なのか「尊重する」なのかといった表現方法まで含めたデータはない。資料1では、近隣の市や先進市、最近情報公開条例の改正を行った市等を抽出して調べたが、その中では「知る権利を尊重する」という規定が多かった。

Q 県内の市で「知る権利」を明記しているところは。

A 大和高田市、天理市、橿原市、御所市は明記している。

情報公開条例の見直しを行う際に、「知る権利」を明記する市が多い。

Q 他市の「知る権利」の表現はどうなっているのか。

A 「知る権利を保障する」と規定している例としては、町田市では「市政に関する知る権利を広く保障する」と表現している。また、「知る権利を尊重」と規定している例としては、川西市では「市政に関する市民の知る権利を尊重し」と表現している。他の例では奈良県が「県民の知る権利への理解を深め」と表現している。

ウ 審議

次のような意見があった。

目的条項の中で「知る権利」をどのような表現で規定するかが重要である。「知る権利を保障する」という表現では、市は「知る権利」

を確立した権利として認識していることになる。「知る権利を尊重する」では、「知る権利」には多くの見解があると理解した上で「尊重する」という市の姿勢を示すということになるので、意味合いがかなり違う。

「知る権利」という言葉がひとり歩きしており、条例に明記されている自治体は、情報公開度ランキングが高くなったり、情報公開に積極的なイメージを持たれたりと情報公開における象徴的な意味合いが強くなっている。

情報公開制度の運用面では、「知る権利」が明記されているかどうかであまり変わりはないと思う。

情報公開法では「知る権利」が明記されていないのに、地方公共団体の条例で明記されているところが多いのは、明記されていないと情報公開に消極的というイメージを持たれるというのが背景にあるのではないか。

制度の運用面では変わりがないかもしれないが、市民の意識を変えていくという面では、大きな役割があると思う。

市民の側から見れば、（知る権利が入っていることにより）市民参画の必要性を感じるのではないか。

例えば、市民の市政参加への促進等、何のための「知る権利」かという意味づけを条文の中でして欲しい。

川西市のような「市政に関する市民の知る権利を尊重」という表現が一番良いように思う。

2 その他

事務局から、以下の事項について依頼があり、委員の了承を得た。

議題1の(3)までで、終了予定時間となったため、今回審議する予定であった(4)対象公文書の範囲の拡大については、次回の審議会で審議してい

ただきたい。

会議録については「案」が出来次第、各委員に送付するので確認して
ただきたい。